

体調不良時の連絡・相談フローチャート

強い症状がある場合

- ・息苦しさ(呼吸困難)
- ・強いだるさ(倦怠感)
- ・高熱等

軽い風邪の症状がある場合

- ・発熱
- ・風邪症状(咳、喉の痛み、頭痛、倦怠感)など

登校禁止

☐ 現状を大学へ報告

症状消失*から3日後

経過観察終了・登校可

強い症状／4日以上軽い風邪の症状が継続する場合

☐ かかりつけ医がいる

かかりつけ医など最寄りの医療機関に電話で相談

☐ 相談先に迷う

かかりつけ医がない、夜間・休日などは受診・相談センターに電話で相談
(山梨県:055-223-8896／甲府市:055-237-8952)

PCR検査を受ける場合

☐ 陰性

医療機関等の指示に従い、必要に応じた経過観察を行う

☐ 陽性

- 医療機関等の指示に従い、必要に応じた経過観察を行う
- 治癒後は、登校に支障がないことを証明する診断書等の作成を主治医に依頼する

☐ 現状を大学へ報告

自宅待機期間が終了

登校可

PCR検査を受けず、治療を受ける場合

医療機関・主治医等の指示に従い、必要に応じた経過観察を行う

☐ 現状を大学へ報告

症状消失*から3日後

経過観察終了・登校可

* 風邪薬、解熱剤等飲んでいない状態で、解熱・症状が消失した状態